

第11日目(12月17日)

議長(若井達男君) おはようございます。散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、平成22年請願第5号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願、及び日程第2、平成22年請願第6号 消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願、以上2件を一括議題といたします。総務文教委員長・関 常幸君の審査報告を求めます。

関総務文教委員長 おはようございます。傍聴者の皆さん、早朝来ご苦労さまです。

総務文教委員会では平成22年12月7日に付託されました事件について、12月13日に審査をいたしました。その結果、次のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。平成22年請願第5号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願であります。紹介議員であります寺口議員に出席を求め、説明をいただき質疑に入りました。質疑は2件ありました。その後、各委員より考え方、意見を述べていただいた後、討論に入りました。反対討論が1件あり、挙手により採決に入りました。その結果、賛成3、反対5、賛成少数で本請願は不採択すべきと決しました。

次に平成22年請願第6号 消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願であります。紹介議員は岡村議員であります。同会派の岩野委員から説明をいただき質疑に入りました。質疑は2件ありました。各委員より意見、考え方を述べていただいた後、討論に入りました。反対討論が1件あり、挙手により採決に入りました。その結果、賛成2、反対6、賛成少数で請願第6号は不採択すべきと決しました。以上で報告を終わります。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたしますが、紹介議員となりました請願第5号の中で、反対討論が1件あったそうではありますが、内容の方を教えてください。

関総務文教委員長 まず、討論の反対につきましては、憲法解釈のところでありまして、今まで青色と白色があってそれぞれ優遇されていたわけなので、同じようなことなので廃止というのはどうかというふうなことの反対意見として、青色でできるという方法もあるわけです。選ばれるという利点もあるわけですので、ということでの反対意見でありました。そして前段にあった憲法解釈のところというのは、質疑のところでも相当やりとりをしておりますので、討論の中の反対ではこういう内容でありました。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成22年請願第5号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願に対する討論を行います。まず、本請願に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 家族従業者の人権保障のための「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択に賛成の立場で討論に参加いたします。

この法案は自営業者の問題でありますし、特に家族がどう扱われるかという問題であります。多くの中小業者は家族ぐるみの長時間労働に支えられ、しかも、この所得税法56条は配偶者とその家族が事業に従事しても、その対価としての支払は必要経費に算入しないということで定めてあることであります。

営業で働く人たちの配偶者や親族など家族の人たちは、その働き分をたとえ給与として支払ったとしても、その働き分はその事業者の必要経費と認めないわけですから、その事業者の所得になってしまいます。そしてそれが課税対象にもなり、そのことが中小業者の営業を圧迫しております。

事業主の配偶者は86万円、その他の家族からは50万円の控除がされますが、それが賃金に見合う価値だとは私は思っておりません。これは国会でも長い間審議されてきている問題であります。その中で二つの点が審議されたと言われております。一つは中小業者が家族に給与を支払う形をとったり、意図的に所得の分割や所得分散を行うために課税額を低くすることではないかと。それを防止するためにあるのだということが一つと、青色申告にすれば家族従業員の給与を経費として認めるのだから、青色にすればいいではないかと言われ、委員会でもそのことは議論になりました。

最初の所得分割を防ぐためということといえば、人間働けば、その働きに見合ったその労働にふさわしい給与を受け取ることは当然のことです。仮に家族と一緒に働いている人たちが、世間的な常識で働けば150万円ぐらいには匹敵するのではないかというふうに思っております。それが56条では86万円、そして家族は50万円だけあります。おかしな話だと私は思っております。そして実際に本当に父ちゃん、母ちゃん、その家族の奥さんや子供たちが一緒になって働いて自営業を支えているわけです。その働きを認めない、それがやはり家族、従業員の人格を税法上で否定している、そういうことになるのではないのでしょうか。

二つ目の青色申告ということについては、青色申告は一定の帳簿、書類をそろえて記帳してあれば税制上の特典として、56条の例外規定としての家族従業員の給与を必要経費として認めているということです。つまり、税務署が調査に入った時にスムーズに進めるために、その特典というか、私はお情けでそれをしたのだらうというふうに昔から思っております。税務署が業者の申告の仕方をもって、実際に行われた労働に対して、それを認めるとか認めないとかを勝手に判断する、そのことがおかしな条例だというわけです。

意図的な所得分割とか所得分散は、青色申告でもないことではないと言われております。

現在では青色申告でなくても、記帳と資料の保存、特に領収証の保存などは義務づけられていますので、白色事業者でも家族従業員の給与を必要経費として私は認めるべきだと思っております。そして、その認められない白色事業者は、そのために様々な不利益を被っているのではないのでしょうか。

まず、下請業者の場合だと経費が低く見積もられていますから、下請単価がその分安くなります。妻の働き分に見合った賃金が必要経費として認められていれば、生活レベルはもっとましなものになり得るのに、それがないために長時間労働も強いられます。また、経済的な保障も非常に低い、ない。つまり、家族に賃金をきちんと支払えないので、後継者も育たない。家族従業員がもし、交通事故の被害者になっても所得がないとして、休業補償も低いものになってしまいます。さらに所得証明書も作られません。公的には仕事をしていると認められていないのであります。こういう立場にある人たちは、私たちがはかり知れない非常に多くの不利益に耐え忍んでいると思っております。

最近では県で一致したところもありますし、隣の魚沼市でも、湯沢町でも賛成多数でこれが廃止すべきだという結論にも達しています。財務省でもぜひ研究してみたいという討論もありますので、ぜひ、この議会でも意見書を提出すべく56条などという古い体質の条例は、私は廃止すべきであるという立場で討論に参加いたしました。大勢の皆さんの参加をよろしくお願いします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成22年請願第5号 家族従業者の人権保障のため「所得税法56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成22年請願第5号は不採択とすることに決定しました。

議長 平成22年請願第6号 消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願に対する討論を行います。まず本請願に賛成者の発言を許します。

岡村雅夫君 私は消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願に賛成の立場で討論に参加いたします。日本の税制は応能負担、これが原則であったわけでありましてけれども、最近この消費税が導入されてから、なかなかその実態が崩れてきているように私は感じております。ある報道によりますと、GDP費で申しますと日本は19.5パーセントが社会保障に使われていると。イギリスは22パーセント、スウェー

デンにあっては30パーセントというような形で、応分の企業負担というものがなされております。

私はこの消費税というものは、非常に累進課税と真っ向から違います累進課税逆進性と言われているところが特徴だというふうに考えております。所得が低いほど負担が重いということです。特にここに示されているように、食料品をはじめ暮らしにかかる部分という辺りが、これに該当するというふうに思います。平成9年、3パーセントが5パーセントになった時、私も事業をしていたわけでありましてけれども、本当に皆さん3パーセントの内に契約をし、そして3月31日までに買い求め、こういった形で非常に一時的には消費税ブームというような形で景気が上向いたような感じがした経過がありますけれども、その後、大変な不況がきたということは皆さんも経験済みであります。

そういった中で現行の5パーセントをさらに増税しようという、こういった時代を今迎えているわけでありまして、昨日の閣議決定におきますと、まず、法人税を5パーセント削減し、そして財源不足は消費税という形の、逆でいこうというこんたんがなされているわけがあります。

ここでさらに消費税増税ということになりますと、この前の時はバブルがはじけたといいながらも、まだ名残があって力があつたわけでありまして。けれども、今現在の状況というのはもう格差が広がり、特に低所得者にとっては大変な事態の中でこの消費税増税が行われますと、壊滅的な状況になってしまうというふうに私は考えております。

この中で言われておりますように、今、増税はやってはならない。そして、食料品等暮らしに関わる部分にこれを減税しなければならない事態だということが、今回の請願の趣旨であります。ぜひとも、皆さんの周囲の状況を見まして、私はこの増税がこういった景気後退をもたらすかということ懸念している一人ですが、皆さん方もよく判断をされまして、この消費税の増税に頼らない財政運営をしていただきたいというふうに私は考えております。ぜひともご賛同をいただきたいと思っております。以上です。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

笠原喜一郎君 私は請願第6号、消費税の増税に反対し食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願、この部分について反対の立場で討論に参加をさせていただきます。今回数多くの請願が出されました。社会厚生委員会の中に付託をされた部分についても、趣旨には賛成でありますけれども、その部分で消費税に絡む部分がありましたので、私はこの場で自分なりの消費税についての意見を述べて、討論にさせていただきたいと思っております。

先ほどの賛成討論の内容の中にもありました、税は応能負担が原則であります。所得のある人からいっぱい負担をしていただく。そして消費税の持っている問題は逆進性であります。これをどう解決をしていくかであります。一方、国の財政を担っているそれも税であります。こうしたことを考えた時に、国の今の財政の状況は1,000兆円にも上るといふそういう多大な財政借金ができております。そうした時に将来のことを考えた時に、では税はどうある

べきなのか、そこに私たちはもっと真剣に取り組まなければならないと思っております。

あの小泉総理でさえも自分の任期中は消費税は上げないと言って議論を避けてきました。そして選挙のたびに消費税を論ずれば、その政党は敗北をするということでありました。しかし、そうしたことで本当にこの政治に携わっている人たちは責任を負うことができるのでしょうか。私はそう思っています。そう思った時に、では消費税のもっているそのマイナスの部分、逆進性、これを解決すれば私はそのことに対するアレルギーはそう起きないのではないかというふうに思っております。

そうした時にたまたま目にしたのが、自分の中では「還付付き消費税」の導入であります。新聞の中では、一律に国民一人15万円を還付すると。4人家族であれば60万円の還付金をまず払うと。そしてその上で消費税を増額していくということです。そういうことをしていけば、消費税の持っている低所得者の方が多くの負担感を持つというその部分は、逆に解消されるというデータでありました。

私はそういうふうな消費税が、ただ賛成か反対かということだけでなく、では今の税をどういうふうに正して、そして富の再配分をしていくのかというそういうことを考えた時に、この還付付き消費税の導入というものも、一つの検討の余地のある部分かというふうに思っています。

そうした意味でこの請願である、消費税の増税をただ単にやめるということには、私はやはり賛成をできないところであります。ここに書いてあるように食料品云々の部分については、まさに先ほどの賛成討論の方が言っていたように、逆進性であり、また本当に大変な部分もあるかと思えますけれども、そこはやはり知恵を出し合って税をどうしていくか、富の再配分をどうしていくか、私はそういう観点からこの消費税も避けては通れない、そういうふうに思ってこの請願第6号に対しましては、反対の立場で討論に参加をさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長 次に本請願に賛成者の討論を許します。

次に本請願の反対者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成22年請願第6号 消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成22年請願第6号は不採択とすることに決定しました。

議長 日程第3、平成22年請願第7号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願、及び日程第4、平成22年請願第12号 TPP交渉参加反対に関する請願、以上2

件を一括議題といたします。産業建設委員長・牧野晶君の審査報告を求めます。

牧野産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会の請願についての審査報告を行います。期日は13日、委員全員の出席を当初しておりましたが、途中請願第12号T P P交渉参加反対に関する請願について、1名の委員の家事都合により早退がありましたので、請願12号に関しては委員全員ではなく1名欠席ということで審査を行いました。

それでは平成22年請願第7号の米価の大暴落に歯止めをかけるための請願についてですが、委員長報告をさせていただきます。賛成1、反対5、賛成少数で不採択とすべきものと委員会では決定しました。

そして平成22年請願第12号 T P P交渉参加反対に関する請願については、全員賛成で採択すべきものと決定しました。以上で委員会の報告を終わります。

議長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

佐藤 剛君 ちょっと委員会の経過のことで聞いてみたいのですが、T P Pの関係なのですが、全会一致で採択ということ、これはいいのです。けれども、この中で一般的に言われていることでもありますし、私も若干の心配もあるのですが、国際社会の中での日本の立場といいますが、そういう国際経済の中でのそういう立場的なところで懸念されるような意見、質問等がなかったかということ。そしてそのことと農業を守ったり、これから食料自給率を高めるということを切り離さないと、先ほど言いました国際社会の中でのひとりぼっちみたいな、そういう懸念もされる方もあるのですけれども、そういう部分の質問なり意見がなかったかちょっとお聞きしたいと思います。

牧野産業建設委員長 質疑はありました。大まかに言えばやはりT P P交渉への参加は行わないことというふうに書いてあるので、その後、こういうふうなことが書いてあるというのは強烈ではないかというふうな趣旨の質問だったと思います。これに対して、例えば1回決議してしまうと、今後参加するという方向性を出しづらくなるというふうな思いがあると思うが、やはりここで1回参加しないと言っていいと思われるか、に対してまた紹介議員の方からは、この段階ではこれで交渉に参加することに決定された。また、大変な打撃があると予想されるので現時点ではこれがベストの選択ではないか、という趣旨での答弁であったと思います。

笠原喜一郎君 請願第7号の方でお聞きをいたしますが、これと同じような請願が6月議会にも提出をされました。米価下落をすることに対して、とにかく需給環境を整えてくれということでありました。これは採択をされているのです。それから9月議会でも、この価格環境を整備する、あるいは需給対策を早期に決定をするというような形で、これについては全会一致で採択をされております。いや、採択ではなくてこれは意見書を提出しております。

今回また同じような内容かなというふうには私には思っているわけですし、文言の若干の違いはあるかもわかりませんが、とにかくこうした状況の中で需給環境を整えるという部

分で、この趣旨には私は賛成をしているわけです。けれども、不採択というようなことでしたが、どういうふうな反対の理由、9月あるいは6月とどういうふうに変ったのか。その辺の反対の方の意見等、どういうものが出たのかお聞きをいたします。

牧野産業建設委員長 会派ごとの大まかな意見について言わせていただきますが、この単年度で買い取りを行っても、今までの減反政策を行ってきた中で、場当たりの政策だけで対応できるものではないので、ここで買い入れをして価格保障をしるという意見には賛同しかねるということで、反対のあった会派もあります。

また、農業産業で考えれば、価格保障ではなく所得補償であり、そういうふうな視点。また、そういうふうな視点で反対の会派もありました。それ以上の質疑というものはなかったと思いますが、この二つのことで答弁になるとしますので、これにて回答とさせていただきます。

関 常幸君 私も請願第7について質問いたします。私どもの会派でも意見が割れたところでありまして、正直なところ私の生産組合も2,400万円の収入減なのです。それで、私はこの産建設委員会のものを、非常に重視して今日臨まなくてはいけないというふうに思っていたわけで、不採択であったわけでありまして。

それで、紹介議員とのやりとりの中で、相当何か、混乱ではないのですけれども、しっかりうまくいかなかったというのがそういうふうになっているのかなと、私は個人的には思ったのですけれども、そこら辺りのやりとりをちょっと聞かせてもらえればと思います。非常にこれは大事なことです。そういう意味では紹介議員とかそういうものが、と思ったのですが、お願いしたいと思います。

牧野産業建設委員長 紹介議員とのやりとりの中で、紹介議員の方が討論的な質疑の受け答え、また、説明になったりした点があったのも事実であります。その点は会議の議長である私の責任でもあると思いますので、以後気をつけていきたいという思いもありますが、この辺で。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 平成22年請願第7号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願に対する討論を行います。まず本請願に賛成者の発言を許します。

岩野 松君 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願に賛成の立場で討論に参加します。私が実は紹介議員をさせてもらいまして、今、質疑がありました問題でちょっと私の答弁がお粗末だったというお話なのです。それは請願項目にある年産に関わらず、40万トン程度の買い入れを緊急に行うことという項目に対しての、年産というのはどういうことなのかということ、私の不認識のためにちょっとその答えがあやふやだったということになります。

お聞きしましたら、これは今新米も出ている、そういうことで古いものから買うわけでは

くて、新しいものでも何でもいいから、とにかく40万トン程度の買い入れを行う、備蓄米としてすることによって価格安定の方向をしてほしい、そういう請願項目であるということです。ぜひ、そのことについてはご理解をいただきたいと思います。

特に議論があったところもありますので、そこら辺をちょっとお話ししたいと思います。40万トンの買い入れをするための予算は幾らになるのかという質問に対する国会の答弁では、1,145億円だそうです。そして、米価が1,000円下がった場合の所要額、必要額は1,166億円、2,000円下がれば2,332億円の予算が必要とされる。所得補償とそれから価格保障の問題も論議としてありましたが、私どもは価格が保障されて農業の作り手が安心して作られる、それはやはり所得も補償されることにもなると考えております。

そういう意味では今早急に。確かに米を食べる量も全体的には減っているかもしれませんが。輸入米の問題や、それからこれからのいろいろなことによって、米の粉の使い方とかそういうものも含めた消費を拡大する問題もありますけれども、やはり、いざという時の備蓄米の100万トンぐらいはいつも確保する。そういう立場で、今必要な40万トン、それを即買い入れをして価格を安定してほしい。

過去においてもそうやった時には価格が下がらなかったという経験もありますので、ぜひ、そうやって価格を安定させてほしい。それと米価の下落対策を直ちに講ずること、ということが請願の項目であります。ここはコシヒカリの王国で、それでもまだ1俵2万数千円の価格です。しかし、場所によっては1万円を割るところも出ております。そういう意味では本当に作っても自分方の、先ほども出ましたけれども一番底辺というか担い手である、農業でも商業でもそうですが、その働いている人たちの労働の保障がされない、そのことが今、いろいろな意味で問われております。そういう思いでこれもぜひ、皆さんの生活を守る、そして安心して米づくりができる、そういう立場での思いということを受け止めていただいて、ぜひとも採択をされることをお願いいたしまして討論に参加いたしました。

議長 次に本請願に対する反対者の発言を許します。

牛木芳雄君 私は本請願に反対という立場で討論に参加をさせていただきます。表題は私は本当にいいものだというふうに思っています。反対しようか賛成しようか悩んだ面もありました。ありましたが、これからあげる理由をもって反対をしたいというふうに思っています。

一般質問でも述べましたように、今年から米の個別所得補償のモデル対策が始まりました。この対策は生産調整をしながら個人の判断によって、対策に加わるか加わらないかというところが一番大きなところであります。今、世界的には価格支持政策から所得補償政策に移行しようというそういうところであります。特にヨーロッパ諸国はそういうことをしているわけでありまして。

この本対策であります、新しく始まったわけですが、この対策に参加するかしないか自己責任ということではありますが、過剰作付けが今年も大変あった。それによって米価の下落もありました。これは持ち越し在庫もあったわけでありまして、この過剰作付

けというのは、本対策に参加をしないで、自分の意思で作付けをしてそして過剰米。かつての政権がとってきましたように、非常に不公平感があつたわけです。

どういふことかという、先ほど賛成者も申しあげましたように、ある時には米を買い上げて価格の安定を図つたということもありましたけれども、これは身を切るような減反に協力をして価格や生産量の維持を図つてきたのに、全くこの政策に参加をしない方々も同じくそのメリットを享受してきたと、こういうことがあるわけです。今回もこれをやりますと、また過剰作付けを助長させるような結果になりはしないか、このように思っています。

先ほど申しあげましたように、自己の責任において対策に参加をする。参加したからにはいわゆる岩盤措置といわれる10アール当たり1万5,000円の対策に対する交付金があるわけです。価格変動した部分については、その後その価格変動を補てんする、こういう対策もあるわけでありませう。

先ほど40万トンというお話がありました。40万トンの米といひますと、今一番多いのが北海道が58万トンぐらいの生産高でしょうか。2番目は新潟県でありましてこれも55万トン程度、3番目の山形県の44~45万トンだと思いますけれども、山形県の実産量に匹敵する米を買い上げるということですね。

先ほどの中で1,145億円という話がありました。このお金は、もしこのお金を使って買い上げて価格の安定をさせようというのであれば、このお金を変動部分に充てて、参加者にきちんと参加したメリットを受けさせる。これが私は本対策の一番基本になるところではないかというふうに思っています。

またまたその米価を買い入れて、対策に参加しない皆さん方までも同じく享受を受けるといふことに、私は賛成をしかねる、そういうことでもあります。よつて私は苦渋の選択でありましたけれども、本請願には反対をさせていただきます。大勢の議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

議長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

笠原喜一郎君 私は請願第7号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願について賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。先ほど賛成者、それから反対者双方の話を聞かせていただきました。思ひは同じだろうというふうに思つております。

そういう中で11月の末に初めて、この個別所得補償方式の定額部分、1反歩当たり1万5,000円が振り込まれました。私も振り込まれましたし農業をやられている皆さん方にも振り込まれたことだと思つております。今年のように米価が低迷をし、収量が減少し、そして品質が低下をした中では非常にありがたい部分でありました。

しかし、この1万5,000円の根拠は何かということをお考えた時であります。これは今の平均的な生産費よりも今の米価は安いということでもあります。作れば赤字だということなのです。その部分を定額部分として1万5,000円を皆さんにお支払をするということになります。

しかし、よくよく考へてみていただきたい。作つて赤字の職業をこれから若い人たちにや

れと言えるかということなのです。私はやはりそうではないだろうと。この職業を選ぶ人がある程度きちんと自分で所得を確保できるという、そういうことがあって初めて次の世代の人が、よし農業をやってみようという、私はそういう気持ちになるのだろうと思っております。

そういうことから考えた時に、今のこの1万5,000円の部分は今回、今年は大変ありがたかったです。しかし、これが定額部分ということで、また来年もまた再来年もということになった時に、私はやはり私たち農業者のプライドが許さない部分もあると思っております。農家の人たちはいいよなど、税金で補てんをしてもらうからいいよなど、そういうやはり農家の職業であってはならないというふうに自分では思っています。

そうした時、考えた時に、先ほど反対討論の方がありましたが、この隔離をすることによって、また生産調整に参加をしていない人たちも恩恵を被るという部分は確かにあるかもわかりませんが、ある程度今の米価を維持する、あるいは上げていくというそういうことから考えれば、私はやはり実施をすべきというふうに思って、この請願に対して賛成の立場で討論をさせていただきました。よろしく願いいたします。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成22年請願第7号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成22年請願第7号は不採択とすることに決定しました。

議長 平成22年請願第12号 TPP交渉参加反対に関する請願に対する討論を行います。まず本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成22年請願第12号 TPP交渉参加反対に関する請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって平成22年請願第12号は採択とすることに決定しました。

議長 日程第5、平成22年請願第8号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げについて意見書の採択を求める請願、日程第6、平成22年請願第9号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願、日程第7、平成22年請願第10号 最低保障年金制度の制定について意見書の採択を求める請願、及び日程第8、平成22年請願第11号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願、以上4件を一括議題といたします。社会厚生委員長今井久美君の審査報告を求めます。

今井社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会に付託されました請願4件について審査報告を行います。委員の出席状況は9名全員であります。4件の請願につきまして、各々紹介議員からの説明を受けて審査を行いました。

まず請願第8号であります。高齢者の生活実態に見合う年金引き上げについて意見書の採択を求める請願、これについては財源をどうするというような意見が多く出されたところであります。採決を行った結果、原案に賛成の方が1、反対が7ということで不採択であります。

請願第9号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願、これについては今、現政権によりまして新制度に移行中であります。また、もう一度老人医療制度に戻すのはいかなるものかというような意見が出されました。採決の結果、賛成が1、反対が7ということで不採択であります。

請願第10号 最低保障年金制度の制定について意見書の採択を求める請願、これについては消費税の考え方、とらえ方について意見が出ております。採決の結果、賛成が1、反対が7ということで、不採択であります。

請願第11号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願、これについては法制化の範囲はどこまでかというような質疑がありました。これについては請願者は牛乳ビンなど再利用することにお金がかからないビン類を多く使い、ごみを減らしていこうという考え方だと。また、ペットボトルはどうするのだと、こういうような質疑がありました。今、軽量化を進めているが、また国内で一気に再利用しようとするプラントが足りなくなると。あとレジ袋ですとか、請願者の組織ですとか、そういう質疑が出されました。採決の結果、賛成が4、反対が4ということで、賛否同数となりました。よって、委員長の裁決で採択すべきものと決しました。以上です。

議長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

寺口友彦君 社会厚生委員長にお伺いいたします。請願第11号であります。4対4ということで委員長裁決ということでありました。反対という方の意見はどのようなものがあったか教えていただきたい。

今井社会厚生委員長 意見を伺った中で、レジ袋、その辺があったのではないかとこのように思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成22年請願第8号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げについて意見書の採択を求める請願について討論を行います。まず、本請願に賛成者の発言を許します。

岡村雅夫君 今提案されました議案についてですが、委員長報告にありましたように財源問題という話がありました。三つの案につきまして、大体財源の問題が主な反対の理由だったかというふうに思いますので、変則的な討論で申し訳ありませんが、財源についての話で討論に参加させていただきまして、以後の、次の案件については討論に立ちませんので、ひとつよろしくお願いたします。(「先に進まないでください」の声あり)

それで財源論で先ほど消費税の問題が出たわけでありまして、消費税の逆進性の問題については先ほど申したとおりでありまして、消費税がこの21年間に24兆円、全額で集められております。ところが、法人税減税という話を先ほどもしましたけれども、その中で208兆円の法人税が削減されております。法人三税だそうですが、法人税、法人事業税、法人住民税という減税がございまして、208兆円法人税を減額しているということでありまして、ほぼ均衡しているというか、集めたお金がそちらに消えているということでありまして。

消費税はこの議案にありますように、社会保障を目的とした税であるというような話を発足当時はされますが、現実的には一つの懐で考えてみますと、消費税の税収は法人税の減税に消えたということが、こういった数字で出てきているわけでありまして。さらに、法人税を減税してももうけのない会社、ほとんどの、統計でいうと中小業者の7割が赤字だそうです。そうすると減税の恩恵にあずかれないという実態が発生しております。

そうした中で、ではどこにお金が集まるかということになりますと、大企業に集まると。内部留保24兆円という数字も報道されているところであります。この24兆円をどう要するに上のお金という話をすると、上のお金を下にいかに配るかということが今、景気回復の最重要課題ではないかというのが我々の立場であります。

よく雇用の問題でありますと賃上げ、要するに1万円ベースアップするのにその内部留保資金の3.5パーセントを使うことによって可能だそうでありまして。そして最低賃金を我々は最低1,000円にしないと、時間1,000円。そういう訴えをしているわけでありましてけれども、それを実現させるためには2.4パーセント、24兆円の2.4パーセントを使えばいいと。そして非正規雇用を正社員にすることによって、安心して暮らせる社会をつくるということでありまして、ほんの数パーセントでそれができるのだというふうな言い方をされる方がおります。

私はそういった面からして、まだ消費税を増税しなくても可能な部分というものはたくさんあるものというふうに考えておりまして、そういう点からこの財源を消費税に頼らなければ

ば国が滅びるといふような話は、国が滅びるその前に民が、低所得者が滅びてしまうという事態ではないかというふうには私は考えております。今、無年金者、あるいは低年金者が非常に多くいるようであります。そういった中でこういった消費税がどんどん上がっていくということになると、もう、この人たちは生きる望みがないということだというふうには思っております。

私は生活実態に合った年金、このどんどん引き下がってきた年金は、早く元に戻してやると。そして、物価変動、要するに物価は今デフレですからどんどん下がっていますよね。そうすると年金も下げてもいいだろうと、こういった非常に理不尽な形が、税制が作られているわけではありますが、そういう点ではひとつぜひ、この事態を打開するには上のお金を下にもってくるという発想を私たちは進めなければならないというふうには考えております。この年金という問題について、先にいってしまうとということになりますけれども、ここにありますので、こういった年金制度を考えているかということに若干ふれて、ひとつ討論といたします。

私どもは今年年金が平均で4万7,000円だそうです。国保の関係ですが、国保は満額かけてひと月6万6,000円なのですね。それをやはりきちんとした最低保障年金という問題になってしまうわけではありますが、最低年金を5万円とすると、そうすると夫婦で10万円これを固定とし、そしてかけた額はそれに一定の率で上積みさせるということで、不公平感をなくしていくということですが、今の試算でいきますと、月6万6,000円の国保が、全額加入している方は8万3,000円までもらえるというような形で試算をしているところでございます。そういった点で、やはり今の実態をぜひとも私は改善して、消費税という形でのますますの圧迫をなくする形をとっていただきたいということが、討論の趣旨でございます。以上です。

議長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成22年請願第8号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げについて意見書の採択を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成22年請願第8号は不採択とすることに決定しました。

議長 平成22年請願第9号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願に対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成22年請願第9号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成22年請願第9号は不採択とすることに決定しました。

議長 平成22年請願第10号 最低保障年金制度の制定について意見書の採択を求める請願に対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成22年請願第10号 最低保障年金制度の制定について意見書の採択を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成22年請願第10号は不採択とすることに決定しました。

議長 平成22年請願第11号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願に対する討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成22年請願第11号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成22年請願第11号は採択とすることに決定しました。

議長 長 休憩とします。休憩後の開会は11時ちょうどといたします。

(午前10時41分)

議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

日程第9、第100号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定についてを議題といた

します。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 それでは第100号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。その前に大変申し訳ございません。資料の訂正をお願いしたいと思っております。議案資料の事業計画書5ページ目の3の施設利用計画、右はじの方に体育館というものがございまして、そちらの利用料金の合計額が40万円になっていると思っておりますが、これを62万円に訂正をお願いしたいものでございます。

それでは説明に入らせていただきたいと思います。本施設につきましてはご存じのとおり八海山麓スキー場、それからサイクリングターミナル、勤労者体育館とこの三つの施設でございまして、平成20年4月1日より平成23年3月31日までの期間で、現在指定管理者株式会社アクティさんによる管理運営がされているところでございます。今年度をもちまして指定期間が満了することから、平成23年4月1日以降の指定管理者を公募させていただきました。8月2日から8月31日の間での公募でございます。その結果、現在の指定管理者であります株式会社アクティさんの1社からのみの応募がございました。

そこで、この応募者を指定管理者としてふさわしいかというようなことで選定審議会でお諮りさせていただきました。そこでは平成20年、平成21年の事業実績などをいろいろ検討させていただいたものでございます。結果、決定ということでこのたび、指定管理者として指定したいので地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは1ページ目でございますけれども、公の施設の名称、八海山麓観光施設。2番目としまして指定管理者に指定する団体、株式会社アクティ。代表者 代表取締役佐藤 弘。指定の期間、平成23年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

それでは3ページ目からは資料としまして事業計画書がございまして、めくっていただきまして4ページ目でございますけれども、こちらには施設管理の基本方針、2番目としまして施設の概要が載っております。1期目という形で指定管理を受けていただいているわけでございますが、この中では昨シーズンまで第3シングルリフト 昭和53年に建設されたものでございますが、運行しておりましたが、老朽化のため今年度撤去させていただきました。その後スキーコースというような形で整備いたしております。他の施設の概要については変わっておりません。

5ページ目でございます。3は施設利用計画でございます。1期目の時との計画でございますけれども、スキー場では28パーセントの増、サイクリングターミナルで6パーセントの増、勤労者体育館で55パーセントほどの計画増となっておりますところでございます。4の利用料金につきましては条例に基づくもので変更はございません。

めくっていただきまして、7ページ目の5の収支計画でございます。収入の部におきましては、利用料金は3の説明利用計画の売上高を計上させていただいております。業務請負委託料では本年度と同額の1,100万円、その他収入とあわせまして6,338万円となっておりますところでございます。支出の部では3施設をあわせただ中で、報酬賃金などの人件費分とし

まして3,072万9,000円ほど、残りは営業管理費などで収入と同額となっているところでございます。

ここではちなみに平成20年度における損益計算書におきましては、利用料金等の売上高が5,750万円ほど余り、その当期の純利益としましては189万円余りとなっております。また、平成21年度におきましては売上高が6,287万円ほど、当期のこの年は純損失というふうなことで98万円余りほどマイナスになったというような状況でございます。

これらの要因につきましては、平成20年度におきましては初年度であったということなことで、非常に特に消耗品類等を買控えていただいたということとあわせて、少雪、それからスキー場の早期クローズというようなことで人件費が減であったというようなことで支出が抑えられたという部分がございます。逆に平成21年度は消耗品類が前年度分の不足分を買足したというようなことで増になっている、その結果少しマイナスが出たというような状況でございます。

9ページ目におきましては指定管理者の概要となっております。上から5項目目でございますが、役員等に関する事項でございます。こちらでこの部分ですが、代表取締役というのは、取締役の中から1名となっておりますので、監査役を入れまして役員は総勢4名というような状況でございます。

以上で甚だ簡単でございますけれども、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 いただいた資料の5ページ、売り上げ計画の方でちょっとお伺いしますが、経年経過ということでスキー場とかサイクリングターミナル、体育館等の利用者については過去のデータを元にして多分出されたものだろうと思いますが、非常に厳しい経営が強いられているということの話は聞いております。この入込数について厳密に経年でどのくらいになってきているのかというような資料がもし、ここに付いていれば、非常にわかりがよかつたかなと思います。決算の数字で昨年度が98万円ほどのマイナスが出たという報告がありましたけれども、今年度も今の状況、雪の状況からみてもなかなか厳しい状況があるのかなという感じがしますので、そこら辺の資料がもしあれば出していただけるのかという部分と。

もう1点はサイクリングターミナルですけれども、夏場、サイクリングロード利用をするについては、なかなかロードの整備がいまひとつではないかという話も聞いておりますが、この辺の状況などを担当課としてどの辺まで確認なさっているのかという、この2点をお伺いします。

産業振興部長 スキー場とターミナルの入込数でございますが、これは後ほど皆さん方に渡したいと思いますが、現在私がここでお知らせする部分としましては、山麓スキー場の利用客数でございます。平成21年度では1万3,380人、平成20年度が1万3,010人、平成19年度が1万3,050人ということで、私の手元に平成15年からございますので、これを後ほど皆さん方にお渡ししたいと思います。

ターミナルの方につきましては、宿泊、日帰りというような状況でございますが、平成21年度で宿泊が3,772人、それから日帰りが7,707人、平成20年度が3,759人、日帰りが7,509人、平成19年度におきましては4,143人、日帰りが7,150人ということで、こちらをあわせて資料提供させていただきたいと思っております。

それからサイクリングロードの整備状況でございますけれども、適時やられておると。それから私の知っている限りだと先般、県の工事等が入りまして、その工事車両が入るために傷んだところを修復したというような状況は聞いております。全体の中で、もし、課長がわかれば・・・いいですか。一応私の方がつかんでいるのはその部分だけでございます。

岡村雅夫君 指定管理ということで、この施設等の維持補修、かなり老朽化した建物ですので、そういった感じのものは経常経費にあげないで、市がその都度やるという形ですか。その辺を一つ確認しておきたいと思っております。

それと数年 数年以上ですね、10数年こういった形をとろうという予定ではその都度あったのですが、以前は大体2,000万円から2,500万円ぐらいを常時つぎ込んで、教育施設等という考え方であったわけでありまして。こういった、今回、実質的には業務委託料が1,100万円ですよね。1,100万円でそういった目的に合った形が可能というふうに考えたのかどうか。ひとつその辺をお聞きします。まあ自助努力ということだと思っておりますけれども。

それともう1点がこういった収支計画を立てているわけですが、かなり厳しいのではないかというふうに思います。それで期間が5年間ということですが。この決断というものは非常に地域の方々が、何とか維持をしなくてはならないという崇高な気持ちがそこに結集したものだと思っております。どんどん何ていいますか、負債がたまっていくような形が起きないように、ひとつまた担当の方からいろいろな助言、又は皆さんで宣伝とかそういうものも一丸となってやっていかなければならない内容かなというふうに思っています。ひとつその辺の心構えをお聞きしたいと思っております。

産業振興部長 施設の維持補修という点でございますけれども、原則的には大規模補修につきましては市の方でやると。定義といたしますか大体目安としては、30万円前後ぐらいの中でどうかなというふうに考えておりますけれども、これはまた状況に応じまして管理者と協議しながらやりたいというふうに考えているところでございます。

それから事業費といたしますか、委託料の分で1,100万円がどうかということでございますけれども、いろいろ精査させていただいた部分の中で、当初決めさせていただいた部分がございます。その中で市の方から圧雪車の例えばリース料だとか、軽油取引税でうちが自治体にくる分を、その分をまた指定管理者、要は施設の方にあげるとか、あるいはそういうような部分で八海山麓スキー場の今年度の予算の中では1,700万円ほど別個に計上してあるということで・・・失礼しました、1,100万円を入れて1,700万円ほど入れてあるというような状況になっております。

それらの中で相対的に運営をしていただきたいと思います。本当に地域の方からは、

現在施設管理だけではなく、いろいろなまた企画事業だとか、そういうものもまた地域の方と連携し合いながらやっていきたいという意気込みを感じられるところでございますので、私どももその辺については十分連携を取りながら協力していきたいというふうに思っております。そんなことでよろしいでしょうか。

当然、あといろいろな宣伝でございますね。そういう部分につきましては、私ども当然市の観光協会にも業務委託している部分もございますし、その他市の方でいろいろなイベント等に出かける時には、当然そういう場合にはパンフレットをお持ちするなどしながらPRに努めていくというふうに考えているところでございます。

岡村雅夫君　　今ほど30万円前後ということは、30万円ぐらいまでは自分たちでやれと。ということになりますと30万円以上になるまで待っているという事態も、一つは考えられるのですよね。そうすると居心地が悪くなってお客が来なくなるとこういうことがきますので、私は原因が老朽化しているがために、また工法の問題で畳をばかに早く替えなければならない事態が起きているとか、そういった問題もあると思うのです。そうするとどこが接点だかというのはなかなか難しいと思うので、原因の、要するに所有者側の責任という問題と、維持管理上の問題責任と、非常にあいまいになるかと思うのです。

その辺はやはり応分にはからって、鉄筋コンクリートでもあることですし、特にサイクリングターミナルの問題だと応分に市で精査、査定をして、なるべくそちらの営業費の方から出さないような形をとらないと、座卓であろうが食堂のテーブルであろうが、何ひとつもう経過している品物ですよね。もう少しカッコいいものが欲しいと思っても、自分で買えるなら買えばいいよとこういう仕掛けで、それをずっと持つわけですから。イメチェンを時々やりますかとかというようなことが、市の方で提案できるようであると私はいいなという感じがしましたので口を挟みました。そういうことで過去の実績からいくとかなり負担が重いかと思しますので、その辺をひとつよろしく願います。お願い事ですいません。

商工観光課長　　若干補足させていただきます。指定管理に委託するに当たりまして、株式会社アクティさんの方と十分協議しまして、1,100万円という額を決定しました。施工するに当たりまして、大規模な修繕がいるところこういったものは20年度に市でやりましょうということで、下水道の接続、それからそれに伴いますトイレの改修、それから体育館の屋根のふき替え等々をやって、今のところ大規模なものは、一応市が約束したものは終わったということでございます。

委託料1,100万円の中には修繕費を一応300万円はみていますと。300万円まではその委託料の中でやっていただく。ただ、それを超えるようなものがあって30万円を超えるような大規模なまた修繕が出てきた時は、市の方とまた協議をなさいと。あるいはまた大規模な何百万円、何千万円というようなものが出来た場合も同様でございますので、市の方と協議をしていこうというような一応今、そういうことで委託をしております。以上です。

中沢俊一君　　初年度、消耗品を削ったり、また、気になるのは、雪が降らないで営業日

が少なかったために人件費がかからないでやっとやっと黒字が出たと。私は本当にここが心配なのです。一部の市内のスキー場でも今年はまだ3月は営業しないというところも出ているわけですが、やはりやればやるほど人件費の方で赤字が出ると、そういう体質を抱えているように見えてなりません。5年間という大分長丁場になるわけですが、向こう5年間ここだけはやはり市の方で面倒を見てくれと、そういうような要望があったかどうか。それについて市が具体的な形でここはもう少し考慮していると、そういうような支援策があったらひとつ聞かせてください。

産業振興部長 少雪のために人件費がいらなかったからという部分については、初年度におきましてはそういう傾向が見受けられたことはありますが、昨年度の状況を見ました中で、ちょっと消耗品の買い増しがあったということでその中で100万円弱ぐらいの赤字だということを考えますと、やはり大分管理者としては非常に努力されているのではないかとことです。トータル的には通常の営業の中では、どちらかといえば収支はとんとんであったというふうに考えているところでございます。

今後いろいろな状況が発生するかと思いますけれども、いろいろ指定管理者と当然市との連携、考える中での観光振興、地域の活性化、そういう部分を図っていければというふうに考えているところでございます。

塩谷寿雄君 8ページの賄い材料費800万円程度が出ているのですが、それは多分宿泊者の材料費かなとは思いますが、これは宿泊者だけなのか、日帰りも入っているのか。その点を1回お聞かせください。

産業振興部長 宿泊、それから日帰り、それからここで最近非常に地域の方からご協力をいただいているのが、夜の宴会というか、会合というのですか。会合というようなことでやっておられる部分がございます。ですから、そういう部分でのトータル的なものであるというふうにお考えいただきたいと思えます。

塩谷寿雄君 今ほど、会合的なものの収入というかが結構あると言われたのですけれど、どれぐらいなのでしょう。お聞かせください。

産業振興部長 飲食と言われている部分での数字データが、21年度におきましては3,600人ほどでございまして、20年度が2,900人ほど、19年度が2,600人でございますので、非常に年々増えてきているという状況です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

山田 勝君 いろいろ危惧されている意見を聞きました。それと、利用向上活性化のために、これは従来、大和町の当時は町でやっていたので、教育的な部分で子供たちのスキー授業というようなものを含めて、教育的な部分でもう少し利用増を検討すべきと思えますが、そういった検討はなされましたか。

市長 当然、市内の教育関連でそこを使える時は当然使っていただくということでありまして、教育的見地ということだけで今やっているわけではありません。ただ、アクティさんの方から大分努力もしていただきまして、来年度といいますが、来年は横須賀市が

ここで市民のスキー大会をやっていただくと、こういう成果も現れておりますので、両方合  
いまって。その他にも横浜は相当長年にわたってやっておりまして、今年が何周年だった  
か・・・何か何周年の時は記念でもやりましょうなんて話を、私が約束をしてきたものです  
から、今年になるか来年になるかですが。そういうことも盛り込みながら、教育的見地も当  
然であります、やはり市外のそういう大きな団体といいますか、そういう皆さんからまず  
はおいでいただいて、そしてここをまた利用していただくと。

そういうことですし、まだはっきりはしませんけれども、東京都のいわゆるスキー愛好者  
の訓練場ですね、ポールとかそういう部分の。そういうこともちょっと視野に入れながら、  
今いろいろ話を出ているところであります。まだ実現に至ってはおりませんけれども、いろ  
いろ努力をしていただいているというのが現状でありますし、市も一緒になってそういうこ  
とについては協力していこうということでもありますのでよろしく願いいたします。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第100号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定  
については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第100号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10、第101号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを  
議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市 長 第101号議案 南魚沼市教育委員会の委員の任命についてをご説明申し  
上げます。このたび、南魚沼市教育委員としてご尽力いただいております今井晶子さんが、  
平成22年12月24日で任期満了となりますので、再任について地方教育行政の組織及び  
運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、ご同意をお願いしたいものであります。

今井さんの経歴につきましては資料のとおりであります、平成18年12月から南魚沼  
市教育委員に就任され、現在に至っております。今井さんは教育、学術、文化これらについ  
て識見の高い方でありまして、市の教育行政をお任せするに最適の方であるところ  
であります。引き続き任命をいたしたく議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては平成22年12月25日から平成26年12月24日までの4  
年間であります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決を行います。採決は起立により行います。採決いたします。第101号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第101号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第11、第102号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第12、第103号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、及び日程第13、第104号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についての以上3件を一括議題といたします。3件について提案理由の説明を求めます。

市長 第102号議案から第104号議案まで関連がございますので、一括提案理由を申し上げます。本議案3件は南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の任期が、平成22年12月21日をもって満了となりますので、次期委員につきまして地方税法第423条第3項の規定に基づき、ご同意をお願いするものであります。

まず、102号議案の高橋 仁さんは、合併前の六日町におきまして4期、南魚沼市におきまして2期、同委員会の委員としてご尽力いただいております、引き続きお努めいただきたくお願いするものであります。

次に第103号議案の遠藤喜代志さんは、合併前の大和町におきまして2期、南魚沼市におきまして2期、同委員会の委員としてご尽力いただいております、これも引き続きお努めいただきたくお願いするものであります。

次に第104号議案の森下榮司さんは、合併前の塩沢町におきまして1期、南魚沼市におきまして1期、同委員会の委員としてご尽力いただいております、この方も引き続きお努めいただきたくお願いするものであります。

それぞれの方々の経歴につきましては資料のとおりであり、人格、識見ともに優れた方々でありますので、議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては平成22年12月22日から3年間ありますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 3件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本3件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決は起立により行います。順番に採決いたします。

第102号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第102号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 次に第103号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第103号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 次に第104号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第104号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 日程第14、発議第14号 南魚沼市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

樋口和人君 それでは発議第14号 南魚沼市議会会議規則の一部改正についてということで提案理由の説明をさせていただきます。ご存じのとおり私ども南魚沼市議会は議会改革ということで、何年も前からその議会の活性化といったことに取り組んできたわけですが、その一環として本市議会において、一般質問におきましては一問一答方式の導入といったことも進めているところであります。この一問一答方式の一般質問の中で、論点、争点をより明確にするために、会議規則を改正するものであります。

市長は一般質問の答弁にあたって、議長の許可を得て質問議員に対して質問の趣旨を確認するための質問ができるとする第1項を、一般質問の取扱いを規定する会議規則第62条に第4項として加えるものであります。

皆さんのお手元の資料をめぐっていただいて3ページをご覧くださいなのですが、ここに会議規則の新旧対照表がございます。この中で今ほど言いました62条の第4項に今ほどの文言を入れるということでありまして、その下63条の第4項ですけれども、現行では前項という文言になっておりますけれども、この前項というものをより明確にするために第1項の質問に対して、質問についてはということで、字句の訂正を行うものであります。

また、本規則の改正につきましては、附則によりまして、施行を交付の日からとするものであります。それぞれよろしくご審議の上、全員の賛同をお願いするものであります。

議長 質疑を行います。

関 常幸君 質問いたしますが、この首長の反問権についてはいろいろな議会で取り上げられて、私は基本的には市長に対しての反問権というものは認めない方がいいだろうということで会派の中でもいろいろ話をしてきました。それで、いろいろ話の中で、ここで言っているこの一部改正規則と反問権という、相当奥が深いというふうな場面もあるので、解釈によっていろいろ違うと思うのです。

正直、市長の場合、執行部の場合は、個人だけではなくて各部長が相当のエネルギーとか資料を持っているわけですし、私ども一人の議員ではとても太刀打ちはできないと思います、中身についてはですね。そういうふうな意味から私は執行部に反問権というのはいかなものかと今でも思っているのですけれども。

そういう中でこの改正規則の運用でありますけれども、奥深いところで、争点を明確にするためとか、そういうふうなものの会議規則なのかなというふうな中で、私は理解をしているのですけれども、そこら辺りの深度の問題というのはどんなものでしょう。よく反問権は使うとか使わないということが、例えば文言として出てくる場合もあったのですけれども、ここはそういう言葉は入っていないので、そこら辺りの問題なのですから、そういうものはどのような中で議論されて出てきたのかお願いしたいと思います。

樋口和人君 ここにあるように、一般質問の、質問の趣旨を確認するための質問であります。ですので、今、反問という文言もここで使っておりませんので、そういったことでご理解をお願いします。

また、これから運用というところ、運用規則といいますかそちらもそれぞれ皆さんのところに配ってあるとは思いますが、これにつきましてはそれぞれ議会運営委員会・・・多分今の中では入っていません、ごめんなさい。その以前に運用ということで皆さんにはお知らせをしてありますけれども、その中ではそれぞれの定例会の前の議会運営委員会のところで、その運用につきましてはそれぞれの取扱いの詳細等、あるいは変更については当然出てくると思いますが、そこら辺についてはまだある程度の形がきちんと固まるまでは、議会運営委員会の中でそれぞれに決定しながら、進めていくという考えも持っておりますので、そういったことでご理解をお願いしたいと思います。

(「議長、ちょっと休憩してください。確認しないと後で大変なことになる」の声あり)

議長 休憩とします。暫時休憩。

(午前11時38分)

議長 会議を再開します。

(午前11時40分)

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第14号 南魚沼市議会会議規則の一部改正については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第14号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、発議第15号 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君 発議第15号 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書の提出について、提出者として説明をさせていただきます。先ほど請願の中で、請願が採択をされたということを受けまして意見書の提出であります。基本となるものは二つございます。一つは自治体が最終的にごみと言われているものの収集、分別、保管をしているその費用を、税金を使つての処理という今のやり方を、法律を改正することによって直していかなければならないであろうという部分と、もう1点は循環型社会を作るためにいかにするべきかということ。

まず、ごみを減らす、それから再利用する、そしてリサイクルというものを完成をさせるというような内容であります。請願の時には内容はかなり細かく書いてございましたけれども、わかりのいい文章ということで今回意見書をまとめてあります。どうか全会一致での採択に向けての努力をしたというところを、ご理解いただきたいと思います。

議長 質疑を行います。

中沢一博君 わかりのいいようにまとめたということでございますけれども、私ども委員会に付託されてご説明をいただいた内容とかなり違っているわけです。どういう意味で、わかりのいいだけではなくして、どういう観点でこのように変えられたのかということをもう少しお聞かせいただければと思っています。

寺口友彦君 委員会の中で説明をさせていただきましたが、いろいろとございました。その中でも特に出された中でいくと、レジ袋に関する質問がございました。確かにレジ袋を全部禁止であるという形にもっていきますと混乱が起きるであろうと。緩やかなリサイクルといいますが、循環社会を作っていくための法律を見直していくという、そういう方向付けをまずしていただくということが大事であろうという部分で、非常に大雑把という大雑把でありますけれども、そのような記述にしたということでありませう。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第15号 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第15号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、発議第16号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

牧野 晶君 それでは発議第16号 TPP交渉参加反対に関する意見書の提出について、先の請願第12号 TPP交渉参加反対に関する請願によるものです。よろしく願いいたします。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

林 茂男君 発言を許されましたので賛成の立場で討論に参加いたします。多少長くなりますが、午前中に終わりたいと思いますのでよろしく願いいたします。10月1日の菅直人首相の国会での所信表明演説で突如始まったとも思えますTPP問題ですが、11月9日政府は関係国と協議を始めるとする経済連携の基本方針を閣議決定しました。来年6月には参加の是非を判断するとしています。菅首相は閣議において平成の開国であり、開国と農業再生を両立させ、日本の新たな繁栄を築くための大戦略のスタートだと強調し、先月横浜市で開かれましたAPECにおいて各国首脳に対し日本の方針を示しました。その後、国内では農業問題をはじめ、国益論など様々な議論が沸騰しております。

TPPで最も大きな痛みを強いられるのは農業だと思います。締結国間で完全な関税撤廃は原則であり、このため自国の主要農産物を保護してきた現行関税率、米の77.7パーセント、牛肉の38.5パーセントなどがゼロになるかもしれません。今まさに二分している国論ですが、交渉参加の是非を議論するにも、判断の材料が決定的に不足していると指摘する声が多く聞かれます。経済産業省と農林水産省が示したTPP参加が日本経済に与える影響についての試算などは、それぞれに都合のよい算定基準で出されたものには見えません

でした。

経産省は国内総生産のアップ、農水省はダウン。この報道に日本国内の議論の相入れない姿をまざまざと見た思いでした。果たして日本再生なのか、没落なのか。我が新潟県でも、これほどの農業県の知事でありながら、農業の影響だけでなく日本の国益を考えて議論すべきだと発言し、議会在が騒然としたと報じられていました。それほどに根深い問題なのだと思います。

非関税障壁は限りなく広大な範囲に及ぶとされています。単なる通商進行派と農業保護派との利害調整で収まるはずがありません。世界的な自由貿易の流れが加速していることは事実であります。2国間ないし特定の地域で交渉を行い貿易や投資を自由化するEPAには、世界各国がパートナーの選定や締結に血眼になっていると言われております。日本はこの競争に大きく出遅れており、国内企業の競争力低下が誠に懸念されております。2002年のシンガポール以降、アジアを中心に12カ国、ようやく欧州連合、オーストラリアとの来春の交渉開始を目指すことに合意したばかりという状況だそうです。

これに対して世界で最も多くのFTAを勧めている国だと大統領自らが通商戦略に自信を示すお隣の韓国。世界規模のFTA網を構築し、世界貿易の軸となることを国家目標にしていると言われております。主力輸出品である自動車、電化製品が日本と競合している中で、アメリカ、EUとも既に協定ないし合意済みで、来年には中国と本格的な交渉を始めるとしています。EU圏域での電化製品輸入に占める日本のシェアは、10年前には韓国の3倍であったのに対し、今逆転はまさに時間の問題です。日本企業がこれらの世界情勢に危機感を抱くのは当然で、生産拠点を自由化に積極的な外国に移し、製造業の雇用も海外に流出しています。自由化の流れは輸出競争力を低下させ、国内産業の空洞化を生んでいます。

TPP参加の是非は誠に国を揺るがす歴史的な大問題だと思います。特に安い外国農産物の流入など、日本経済、まして農業に与える影響は甚大でしょう。日本の農業は壊滅するまでと言われております。これまでも関税に守られながらも日本の農業は衰退の一途をたどってきました。2008年の農業総産出額は8兆4,662億円。84年のピークから見ますと3割の減少、就業人口は261万人と20年前から半減し、就業者の平均年齢は65.8歳に達しています。TPP参加の是非以前の問題で、抜本的な構造改革が待ったなしの状態だと思います。ここにこの平成の黒船来航です。泰平の眠りを覚ますという状態かと思ひます。

最後にまとめますが、何といたっても脅威はTPP、環太平洋戦略的経済連携協定という名前だと思います。合衆国オバマ大統領は先のAPECにおける演説で、国家輸出戦略という言葉を使い、今後5年間の輸出倍増を宣言しました。同時にアメリカのTPP参加への力の入れようを輸出による米国の雇用創出のためだと明言しています。今後日本が交渉しようとする9カ国はレアメタルも含めた資源国や農業大国です。戦略をもって攻めてくる。

では、日本の戦略とは何なのか。先に述べた通商国家としての生き残りを懸けた韓国は、農産物の自国の市場開放に対し、トップダウンの決定で9兆円の国内向けの農業支援策を講じることとしました。これをGDP比較で日本に当てはめると、約40兆円の巨額をつぎ込

むことになるのだといえます。翻って日本は来年度1兆円の予算で拡充するという個別所得補償での対応とし、農林省の年間予算は2兆5,000億円です。けた違いであります。日本が生き残るためには自由貿易の道を進むしかないのかもしれませんが、しかし、不安を抱えたまま太平洋に船出する、この何ともいえない危うさと性急かつ戦略なき意思決定、国内論議で最大の焦点となる今のところ決め手の見つからない農業振興策。この国の形はこれでいいのでしょうか。

最後にいたします。議論は誠に尽きないところでありますが、ここにおられる議員の皆さんにも様々にお考えがあることと思います。日本の農業が歴史的な大転換を突きつけられようとする今、稲作農業を基幹産業と位置づけ、まさしく日本一のブランド米、魚沼産コシヒカリをふるさとの誇りとする私ども南魚沼市が、どのような意思を国内外に示すのか、そういう問題であると私は思っております。

私どもの議会の意思表示は、やもすれば流れに棹さすほどのことかもしれませんが、しかし、全国の稲作農業関係者の先頭に立つべき使命が、私ども南魚沼にはあるのではないのでしょうか。この国の米作地域の頂点に立つという自負と気概をもって、国に意見しようではありませんか。以上の理由をもって私は本案に賛成させていただきます。多くの議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第16号 T P P交渉参加反対に関する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第16号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

議長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長 以上で本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これをもちまして平成22年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦勞さまでございました。

(午前11時57分)